

補聴器の購入助成が 始まります！！



高齢者補聴器購入助成事業

○事業の内容 **加齢性難聴**に対する補聴器の購入費用を助成

○対象者 次の①～③に該当する方

- ①市内に住んでいて、住民登録がある**65歳以上**の方
- ②聴覚障害の身体障害者手帳が交付されていない方
- ③医師により補聴器の使用が必要であるとの証明がある方

○助成額 1人につき上限**2万円**まで

医師の証明に係る費用は自己負担です。

○開始時期 **令和6年4月1日**

詳しくは高齢者福祉課包括支援班まで

TEL0476-93-4981